

第1期中野区子どもの権利委員会 最終答申

令和6年(2024年)5月

第1期中野区子どもの権利委員会

はじめに ～最終答申に当たって

中野区は、令和4年3月に「中野区子どもの権利に関する条例」（以下「条例」といいます。）を制定し、同年4月1日に施行しました。これにより中野区は、こども基本法の施行前に、区独自に国連・子どもの権利条約の精神に則り、子どもに関わる事柄を決める際は、子どもの意見を反映しながら区の子ども政策を推進していく、子どもにやさしいまちづくりを進めていくこととなりました。

中野区子どもの権利委員会は、条例第22条第2項の規定に基づき、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）及び子どもに関する取組が、子どもの権利の視点に基づいているかを検証するため、区長の附属機関として設置されました。

第1期中野区子どもの権利委員会は、令和4年6月11日に中野区長から諮問を受けて以後、2年間にわたり、多様な子ども・子育て当事者・子育て支援の当事者等への調査と、調査結果に基づく審議を進めてまいりました。第1期中野区子どもの権利委員会への諮問事項は、以下のとおりです。

- （1）子どもの権利の保障の状況に関すること
- （2）推進計画及び子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関すること
- （3）推進計画に盛り込むべき理念及び取組等に関すること

（3）については、すでに令和4年8月に区長に提出した中間答申にまとめました。したがって本最終答申では、上記（1）（2）についてまとめています。

（1）については、子どもの権利条約第12条の意見表明権が子どもの権利の中でも特に重要なものであることを踏まえ、子どもの意見表明・参加に関することにテーマを絞って審議をし、答申としてまとめました。

第1期中野区子どもの権利委員会は、こども基本法が国会で成立する直前にスタートし、こども基本法の成立・施行という社会の大きな変化とともに歩んでまいりました。国の議論も参考にしつつ、子どもにやさしいまちの実現に向けて、子どもを含む区民の意見を丁寧に聴き、反映することを第一に審議を重ね、本答申をまとめました。

区長、行政の方々をはじめ、中野区の子どもに関わる多くの方々に本答申をお読みいただき、子どもにやさしいまちづくりのために、ともに力を尽くしていければと願っております。

令和6年5月28日
第1期中野区子どもの権利委員会
会 長 内田 塔子

<目次>

1	子どもの意見表明・参加に関する提言	1
(1)	子どもの意見表明・参加の考え方	1
(2)	子どもの意見表明・参加を推進していく上での課題	6
(3)	子どもの意見表明・参加の進め方	9
(4)	子ども会議のあり方	16
(5)	子どもの意見表明・参加の推進	19
2	推進計画及び取組の評価・検証の仕組みに関する提言	24
(1)	評価・検証の仕組み	24
(2)	評価・検証における視点	26
(3)	子どもの意見を踏まえた評価・検証	27

<付属資料>

付属資料1	第1期中野区子どもの権利委員会への諮問について
付属資料2	中野区子どもの権利に関する条例
付属資料3	中野区子どもの権利に関する条例施行規則
付属資料4	第1期中野区子どもの権利委員会委員名簿
付属資料5	第1期中野区子どもの権利委員会の開催状況

1 子どもの意見表明・参加に関する提言

(1)子どもの意見表明・参加の考え方

当委員会では、令和4年8月に取りまとめた中間答申を踏まえ、子どもの意見表明・参加の基本的な考え方や意義について、以下のとおり整理しました。

① 子どもの意見表明・参加の基本的な考え方

子どもは権利の主体

- 子どもは、権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、権利が保障されます。それと同時に、区では条例において、子どもは子どもにやさしいまちをつくっていくためのパートナーであるとしています。
- 子どもには、家庭、学校、地域社会など、日常のあらゆる場面で、子どもに関係するあらゆる事柄について、意見を表明し尊重される権利があります。
- 区は、子どもに関する様々な取組への子どもの参加の機会を確保し、子どもの意見を施策の推進や施設の運営に反映していくことが必要不可欠です。

子どもの「意見」とは

- 子どもの権利条約第12条¹は、年齢を制限する考え方ではなく、まだ言葉で自分の意見、考え、思いを表現できない年齢の子どもであっても、表情や身振り、遊びなどを通じて、自分の気持ちや望みを大人に伝えていることを前提としています。したがって、子どもの年齢を問わず、子どもの表情や身振り、遊びなどの非言語的コミュニケーションを通じて、言葉では表現されない子どもの気持ちや望みを受け止め、尊重していくことが重要です。

¹子どもの権利条約第12条：第1項「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。」

第2項「この目的のため、子どもは、とくに、国内法の手続規則と一致する方法で、自己に影響を与えるいかなる司法的および行政的手続においても、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴聞される機会を与えられる。」（国際教育法研究会訳）

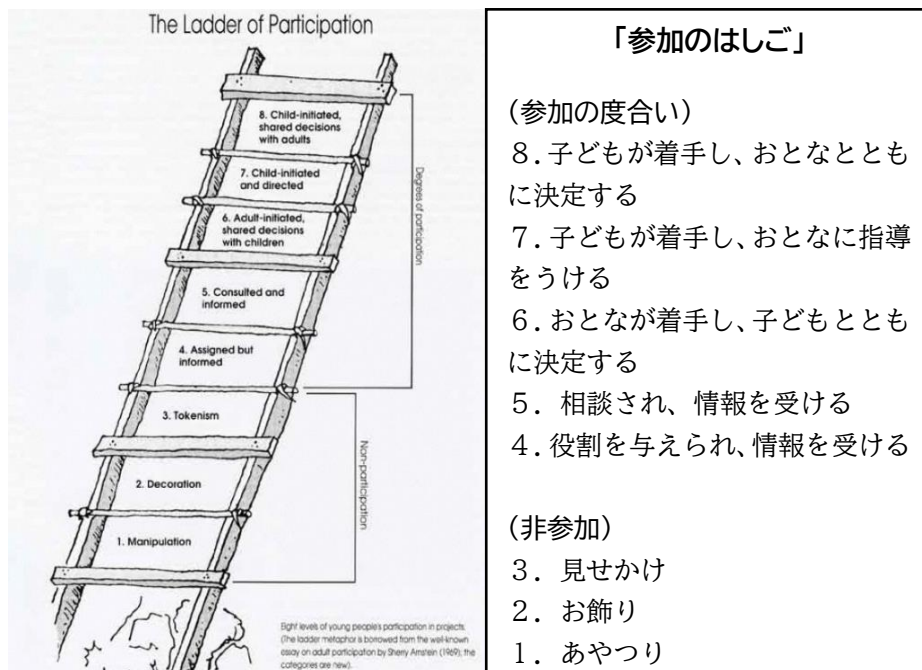
- 理路整然とした意見だけが、大人が聴き、尊重する対象の意見ではありません。子どもに意見を述べる能力を求めるのではなく、例えば就学前の子どものつぶやきなども含めて、大人には子どもの声を聴く力が求められています。

正当な考慮と反映

- 子どもの意見を聴くことは、子どもの言いなりになることではありません。子どもの意見は正当に考慮され、その反映については、施策の目的や子どもの年齢、発達段階、実現可能性、予算や人員などの制約も考慮しつつ、子どもの最善の利益を実現する観点から判断する必要があります。
- 子どもの意見を反映することが難しい場合は、一度意見を受け止めた上で、できない理由を伝えるなど、子どもへの丁寧な説明や十分な対話が必要です。

参加のあり方

- 今から30年以上前にアメリカの心理学者ロジャー・ハートが提唱した「参加のはしご」の考え方では、子どもが社会に参加する段階を8つに分け、「あやつり」「お飾り」「見せかけ」の参加はそもそも参加ではなく、4段目の「役割を与えられ情報を受ける」からが参加であり、段を上がるごとに子どもの参加の度合いが高まり、8段目は「子どもが着手し、おとなとともに決定する」とされています。
- これは常に8段目で子ども参加を実践しなければならないということではなく、状況に応じて適切に参加のあり方を選択していく考えが重要です。



(引用)

Hart, R. (1992), *Children's Participation : from Tokenism to Citizenship*, Florence, UNICEF Innocenti Research Centre

- 近年では、クイーンズ大学ベルファスト・子どもの権利センターのローラ・ランディ教授が、国連・子どもの権利条約第12条の概念化に関する論文の中で、「子どもの参加を実現する上で重要な項目として、①場 ②声 ③声を聴く人 ④影響力の4つを挙げています。
- 子ども参加を実践する際、前述の4項目について確認することで、より有効かつ有意義な子ども参加を行うことができると考えます。

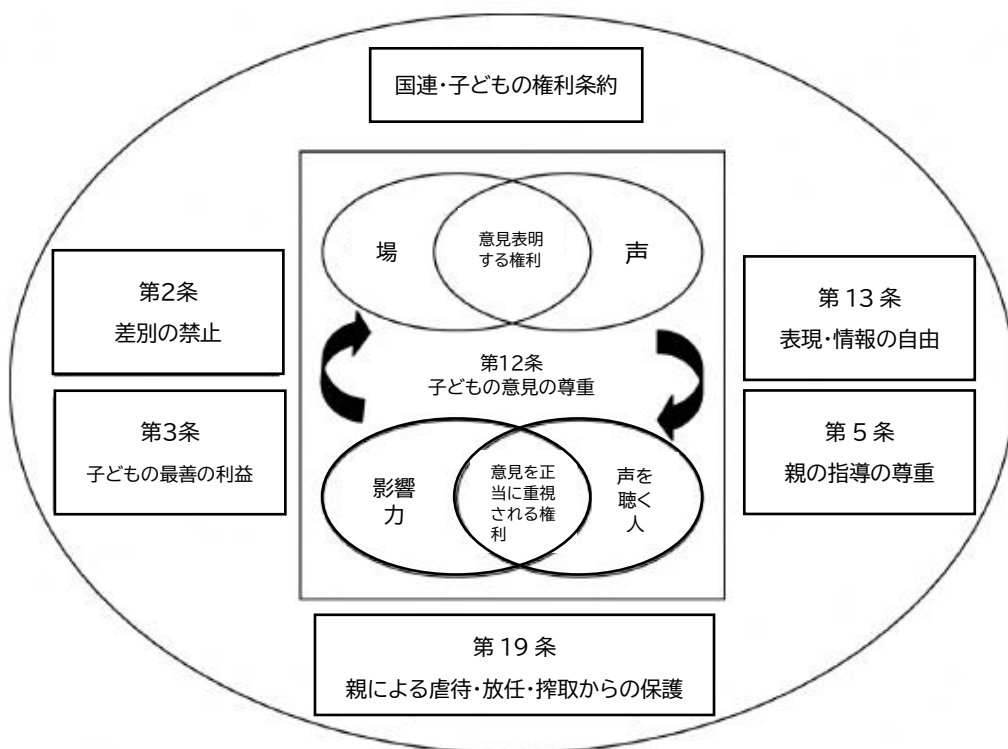


図1.第12条の概念

(引用)

Lundy, L. (2007), 'Voice' is not enough: conceptualising Article 12 of the United Nations Convention on the Rights of the Child, *British Educational Research Journal*, Vol. 33, No. 6, December 2007, pp. 927-942

意見を「聴いてもらえる」権利

- 子どもには、意見を表明し、その意見が尊重される権利があります。それは、意見を「聴いてもらえる」権利があるということです。日常的に子どもの意見を「聴く」ということを、子どもにきちんと伝えることが大切です。

② 子どもの意見表明・参加の意義

子ども自身への効果

- 子どもに関する様々な取組への子どもの参加の機会を確保し、子どもの意見を施策の推進や施設の運営に反映していくことは、施策や施設が子どもの最善の利益を確保するものになるだけでなく、子どもの意見が尊重され、反映されていく経験が、子どもの自己肯定感や自己効力感、主体的にまちづくりに関わる意識（主権者意識）につながっていきます。

大人への効果

- 子どもには、大人とは違う視点や発想があります。子ども自身が中野区に住んでいてよかったと思えるような場面をつくっていくこと、区民の一員であることを実感できることが、子どもの新しい視点や発想を生み出し、まちをよりよいものにしていくことにつながります。さらに、そうした取組を行うことにより、大人自身も子どもに対する見方が変わり、子どもが「保護の対象」ではなく「まちづくりのパートナー」であるという認識が広がっていきます。
- 大人が子どもにとって良かれと思いがち行なうことが子どもの気持ちや望みに合致しない場合、効果的な支援に結びつかないことがあります。子どもの意見表明・参加を進めることは、大人の良かれという思い込みやズレに気づくことができ、そこから有効な支援や取組を行っていくことにつながります。

(2)子どもの意見表明・参加を推進していく上での課題

当委員会では、子どもの意見表明・参加を推進していくにあたり、各委員がそれぞれの立場で把握している現状や課題について、以下のとおり整理しました。

● 現状と課題

自己の意見を表明しにくい子ども

- 自分に保障されてしかるべき権利を知らないために、権利侵害に無自覚であることから、意見を出さない子どももいます。子ども自身にどのような権利が保障されてしかるべきなのかを伝えることが必須であると考えます。
- 子どもは、大人から評価されることへの「恐れ」を抱いていることがあります。大人と違う意見を述べることに對し、反抗していると受け止められてしまったり、評価が低くなってしまうかもしれないと感じたりして、本音が言えずに大人の意見に同調してしまうことがあります。また、意見を伝えることに對して「言っても変わらない」という「あきらめ」の気持ちを抱えている子どももいます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更となり、子どもたちの生活様式や活動が徐々に従来の形に戻り、子どもが発言をしたり、行事等に参加したりする機会が増えた一方で、意見を表明できる子どもとそうでない子どもとの差が目につく機会が増えたように感じます。自分の意見、考え、思いを表明することが苦手であったり、困難であったりする子どもの意見表明を保障する仕組みや機会が必要であると考えます。

忙しい子どもたち

- 子どもたちは、学校以外にも、塾や習い事、部活動など、様々な活動に時間を費やし、忙しい日々を過ごしています。子どもに意見を聴く場合は、子どもの状況や学校行事等を考慮した上で、子どもが参加しやすい時期や時間帯を設定する必要があります。

大人が意識的・無意識的に設けている「枠」

- 大人は、子どもを思うあまりに、子どもが失敗しないよう、アドバイスと称して、子どもの自由な発想や思い・考えを聴かずに、先回りして手助けをしたり、大人の考えを伝えたりしてしまう場合があります。
- 子どもが思いや考えを表現する機会を奪ってしまっていないか、子どもの意見を受け入れるにあたり許容範囲を設けていないか、大人が改めて意識することが重要です。さらに、大人の想定を超えた子どもの意見が出されたときに、柔軟に対応していく大人側の受け止めの柔らかさも必要です。

子どもや保護者と関わる専門職が抱える負担

- 子どもや保護者に関わる専門職自身に余裕がないために、時間をかけて子どもの思いや考えを聴けなかったり、遮ってしまったりする場合があります。
- 子どもの意見表明・参加を推進していくためには、保護者をはじめ、子どもと関わる周囲の大人の負担感や悩みを軽減するような手立ても併せて講じていくことが重要です。

大人の理解不足

- 子どもの権利に対する大人の理解が不足しているために、子どもの意見表明・参加の取組が進まない場合があります。子どもの権利に関する広報・啓発を活発に行い、子どもの権利を正しく伝え、理解の浸透を図っていく必要性があります。

意見を聴く大人側の知識・経験・スキル不足

- 大人には、子どもの意見を聴く力が求められますが、大人側の知識や経験、スキルが不足しているために、子どもの意見を十分に聴くことができていない場合があります。
- 子どもの意見の聴き方や、子どもの言葉にならない思いを含めた本音を引き出すスキルを大人が学べる研修などを行うことが効果的であると考えます。

異年齢・多世代との出会いや交流の機会の必要性

- 異年齢・多世代と出会う機会や、子どもが自分らしい時間を過ごせる場所・環境、自分らしく過ごすことを受容してくれる大人と交流する機会が少なくなっているように感じます。子どもは、安心して話せる人だという実感がなければ、相談したり、悩んでいることを吐露したりするにしても、話すことができません。そうした人と日常生活の中で出会い、交流できる場や機会が求められています。

(3)子どもの意見表明・参加の進め方

当委員会では、子どもの意見表明・参加を進めていくにあたり、子どもの意見の聴き方や意見を聴く場面について、以下のとおり整理しました。

①子どもに意見を聴く際の心構えや留意点

▶ 意見を聴く前に

十分な情報提供

- 子どもに意見を聴くときは、何のために意見を聴くのか、聴いた意見がどのように活かされるのかなど、意見を聴く目的や子どもの役割等を子どもに分かりやすく、丁寧に伝えることが重要です。
- 子どもが意見を求められたときに、それに対して十分に発言できるよう、子どもに分かりやすい情報提供を行ったり、学習の機会を確保したりする必要があります。
- 意見を聴くにあたり、子どもには権利があること、中でも意見を表明する権利があることを子どもにしっかりと伝えることが大切です。子どもが悩みや不安を抱えている場合も想定し、相談できる場所や子どもの居場所をあわせて案内するなどの工夫も必要です。
- 意見表明の機会は、機会そのものが創出されると同時に、その存在や方法が子どもに認知されなければ、機会が確保されたことになりません。このため、様々な機会を捉えた子どもへの周知広報を行うことが大切であると考えます。

子どもの生活に関連したテーマ設定

- 子ども参加は、子どもが個々に持っている知識や能力、経験、情報、洞察力などを活かせるものでなければなりません。子どもが持っている知識や能力、経験などを活かせるよう、子どもの生活やコミュニティに関連したテーマ設定を行うことが重要です。

▶ 意見を聴くときに

権利であって義務ではないこと

- 子どもの意見表明・参加は権利であり、義務ではありません。子どもの意思や判断で「話したくないことは話さなくてよいこと」、「いつでも中断できること、中断しても何ら不利な状況には置かれること」を子どもにきちんと伝える必要があります。

子どもの不安感や恐怖心を取り除くこと

- 子どもは、大人からの評価を気にしていたり、「正しい意見を言わなくてはいけない」といったプレッシャーを感じたりしている場合があります。そうした不安や恐怖を感じる必要はないということ、どんなことを話しても良いということ、秘密は守るということを言葉で伝える必要があります。
- 腕組みや足組みをしない、きちんと体を向き合わせる、視線を合わせて同じ目線で話を聴くなど、子どもに不安や恐怖を感じさせないように、話を聴くときの態度や表情にも気をつけたり、聴くタイミングに注意して、子どものペースで待ったりすることも大切です。

それぞれの状況に応じた配慮

- 子どもの意見を聴く際は、子どもの年齢や発達段階、特性に応じた配慮を行う必要があります。
- 病気や障害、日本語以外が母語である場合や外国にルーツのある子ども、LGBTQの子どもなど、自分の思いや意見を言葉や態度で表出することに困難がある子どもたちに対して、それぞれの状況に応じた配慮を行う必要があります。

意見の尊重

- 子どもの意見は、尊重して扱われなければなりません。前提を覆す意見にもまずは耳を傾けます。大人が考えつかなかったようなアイデアに対して、否定せず受け止める柔軟性が大人に求められます。

- 子どもの気持ちや思いの表現方法は言葉だけに限らず、絵、ダンス、表情など、あらゆる形態があります。様々な形で表出される子どもの思いや気持ちを受け止め、尊重することが重要です。

意見を表明しやすい環境づくり

- 子どもにとって参加することが楽しいと思えるような配慮をすることが重要です。子どもがリラックスできて、居心地が良いと感じる場所で行うことや、休憩を多くとること、おやつや飲み物を用意するなどの工夫が求められます。
- 子どもが安心して意見を表明しやすい環境づくりを行うにあたり、例えば声が漏れにくいような場所を用意するなど、物理的な環境整備も重要です。大人には、子どもの目線で話しやすいと思える環境をつくる視点が求められます。
- 子ども自身が意見を言うことが困難な場合を想定して、子どもの意見を代弁し、意見表明・参加を支援するために、子どもオンブズマン制度の活用などファシリテートする仕組みとともに、ファシリテーターの養成を検討していくことも必要です。

子どもが答えやすい聴き方の工夫

- 行政計画など、子どもにとってあまり身近でない事柄について意見を聴くときは、子どもの年齢に応じて、子どもや子どもの日常生活に関係のあることについて設問を用意して聴くなど、子どもが答えやすい聴き方で工夫する必要があります。

▶ 意見を聴いた後に

結果のフィードバック

- 子どもの意見を聴いた後は、意見を聴きっぱなしにせず、聴いた意見をどのように受け止め、どう反映させたか、意見が反映されなかった場合はその理由等を子どもに分かりやすい形でフィードバックすることが重要です。また、単なる結果や決定の理由のみをフィードバックするのではなく、大人が悩んだ過程や決定に至るまでのプロセスをあわせて伝えたり、どうしたら良いかを子どもと一緒に考えたり悩んだりする場を作ることも有効であると考えます。

- 子どもにとって、「意見を聴かれた結果、何か変わったな」ということを子どもが実感できることは重要です。この実感により、意見を表明する子どもの意識も変わり、それが更なる参加意思の醸成につながります。

②子どもの意見を聴く場面

▶ 日常の中で

- 子どもは、日々の日常の中で思いや気持ちをつぶやいています。家族会議や学校のホームルームなどの改まった場面において聴く意見だけではなく、日頃の生活の中で子どもから出てくるつぶやきを拾い上げて聴くことが大切です。
- 子どもの意見表明・参加は、一時的に、また形式的にその機会を用意するだけでは保障したことになりません。子どもの参加にあたっては、必要な情報を事前に子どもに分かりやすい表現で共有すること、子どもが自発的に参加していること、子どもが意見表明しやすい環境を整えること、子どもの意見をその後どのように反映させたか子どもにフィードバックすることなどを、子どもに関わるあらゆる場面で日常的に保障していく仕組みを用意する必要があります。

▶ ワークショップ

- 開催にあたっては、アイスブレイクを行う、会場内の飾り付けを行う、ファシリテーターを配置するなど、子どもがリラックスできて、話しやすい環境づくりを行うことが重要です。
- 開催時間が長い場合には、休憩を多くとることや、長時間の議論で疲労したときには体操やストレッチをして気分転換を入れるなど、子どもが疲れしないような配慮を行うことが大切です。
- 子どもの状況や学校行事等を考慮した上で、子どもが参加しやすい時期や時間帯を設定することが重要です。
- 子どもが気軽に参加しやすいよう、オープンハウス形式（時間内において、都合の良い時間に誰でも参加できる形式）で実施することも有効であると考えます。

▶ ヒアリング

- 聴き取った内容を記録するフォーマットを用意し、聴き手による結果の差が生じないように配慮することが大切です。
- 子どもの本音を引き出すには、本題に入る前に、雑談などを通して子どもと信頼関係を築くことが大切です。雑談の中から子どもの思いや本音が出てくることも考えられます。
- 必要に応じて、子どもの支援者（施設職員等）に、ヒアリングの対象となる子どもの選出やヒアリングのサポート等の協力を依頼して実施するやり方も考えられます。
- その場では意見が出なくても、子どもが後から意見を伝えなくなったときに伝える手段や方法を用意することも重要です。

▶ アンケート

- 紙媒体、WEB媒体の両方を活用し、子ども自身が回答方法を選択できることが望ましいと考えます。
- 回答する子どもの年齢に応じて使用する漢字や言葉づかいに配慮したり、ふりがなを振ったりする必要があります。

子どもの意見表明・参加の事例 【計画策定にあたる子どもへの意見聴取】

中野区子ども総合計画の策定にあたる子どもへの意見聴取(令和4年度)

- 子どもの希望などに合わせながら、ワークショップ、ヒアリング、アンケートいずれかの形式により実施した(対象:乳幼児～高校生 計152名)。実施においては、子どもに関連する施設や子どもの居場所等で意見を聴くことに加え、個別の支援を必要とする子どもに対して意見を聴取し、結果を計画の内容に反映させた。
- 児童館等において、中野区子ども総合計画(素案)に係る子ども向け意見交換会を実施した(対象:小学生～高校生 計58名)。聴取した子どもの意見については、計画(案)に反映させ、また、意見交換会の実施結果(主な意見とそれに対する区の考え方)を子ども向けにまとめ、子どもにフィードバックした。
- 策定した計画については、「子ども向け概要版」を作成し、計画が子どもにとっても分かりやすいものとなるよう工夫した。



▲区内保育園で乳幼児にヒアリングを行っている様子



▲子ども総合計画(素案)の子ども向け意見交換会の様子

③ 子どもの積極的な参加を促すには

子どもに分かりやすい情報提供・情報発信

- 子どもに情報提供を行う際は、子どもにやさしい言葉に置き換えて説明する、子どもに分かりやすい資料を用意するなど、子どもが意見を出しやすいような工夫をする必要があります。

参加しづらい子どもへの支援

- 障害や外国にルーツのある子ども、LGBTQの子どもなど、地域には多様な個性や背景を有する子どもや、乳幼児や不登校の子ども、児童養護施設に入所している子ども、里親家庭で暮らす子ども、ヤング

ケアラーなど、意見を表明することに困難を抱える子どもがいます。また、意見を伝えることに対して緊張してしまう子どもや、自分の意見を言語化することが苦手な子どももいます。声をあげることができない、あげにくい子どもの意見や思いを受け止めるために、対面、アンケート、WEB（オンライン）、SNS、カードゲーム等の身近な遊びなど、幅広い方法を活用し、誰一人取り残すことなく、意見を受け止める機会を確保する必要があります。

他の人の意見を聴く場に参加する権利

- 子どもには、「他の人の意見を聴く場に参加する権利」があります。意見を表明できなくても、他の人の意見を聴く場に参加することで、自分の思いや考えを改めて意識したり、表明できたりするという場合もあります。他の人の意見を聴くことができる場を確保することが重要です。

参加にあたっての経済的・物的支援

- 子どもが参加しやすいよう、交通費を支給する、謝礼としてノベルティグッズ等を用意するなど、参加にあたっての経済的・物的支援を考えたり、そのための予算を確保したりすることも必要であると考えます。

(4)子ども会議のあり方

子ども会議は、条例第14条に基づき、区の子どもに関する計画や子どもが必要だということについて意見をまとめ、区長に提出することができる会議です。子どもたちの代表として、また区民として子どもが区に意見を伝えることができる重要な場でもあります。

意見の尊重とフィードバック

- 行政は、子ども会議で行われた活動や議論または提出された意見を、まちづくりのパートナーである子どもの意見として尊重する必要があります。子ども会議の議論や意見をどのように受け止め、どう反映させたかを子どもに分かりやすい形でフィードバックすることで子どもは参加したことに意義を感じ、それが更なる参加意思の醸成につながります。また、こうした子どもとの対話が日常的に行われることが望ましいと考えます。

子どもから若者への正の循環

- 子ども会議の参加者が成長して若者となったとき、子ども会議の支援者やサポーターとなり、子どもを支える役割を担ってもらうなど、正の循環が生じるような運営方法や仕組みの検討が望まれます。

会議に参加する子どもに意見を求めるとき

- 子ども会議に参加する子どもに意見を求める場合も、いきなり意見を聴こうとするのではなく、子どもがリラックスできて、意見や思いを伝えやすい環境づくりや配慮を行う必要があります。

様々な場面での子ども会議

- 子ども会議に参加する子どもの数は、区内の子どもの数からすると一部です。しかし、子ども会議の取組を周知し、こうした子ども参加が行われていることを子ども会議に参加していない子どもや大人に知ってもらうことが重要です。こうしたことを通じて、子ども会議が、家庭、学校、地域などに広がることが期待できます。

- 子ども会議を地区ごとに開催したり、テーマを設定してスポットごとに開催したりするなど、様々な単位の子ども会議が様々な場所で行われることで、子ども会議が地域により浸透していくと考えます。さらに、学校や地域で行われる子ども会議と区が開催する子ども会議を連動させ、子どもたちが日頃抱える意見や思いを吸い上げて反映する仕組みができると望ましいと考えます。

多様な子どもの参加を促す工夫や仕組み

- 子ども会議への参加にあたっては、一部の子どものみに参加者が偏らないよう、多様な参加者を受け入れる環境を整えるとともに、子どもが参加しやすい、参加したいと感じる仕組みをつくることが大切です。例えば、子ども会議の様子を見学できる機会を作るなど、子ども会議のイメージを持てる機会を創出することにより、参加へのハードルが下がり、子どもがより参加しやすくなると考えます。

より子どもの意見が反映される仕組みとするために

- 中野区では、現在、条例第14条に基づく子ども会議としてハイティーン会議を位置づけています。ハイティーン会議は中高生年代を対象としているため、小学生以下の子どもが参加できる子ども会議について検討を行う必要があると考えます。
- 小学生が参加できる子ども会議として、ハイティーン会議の対象年齢を拡大する、もしくは、小学生を対象とした子ども会議を新設することが考えられます。
- ハイティーン会議は、2003年から20年以上、中高生年代が意見を表明する場として開かれてきました。したがって、ハイティーン会議が続けてきた歴史を大切にしながら、今後の子ども会議の展開について検討を行う必要があると考えます。
- 小学生を対象とした子ども会議については、子どもが楽しいと感じる要素を入れたり、ファシリテーターを入れて話し合ったりするなど、子どもたちが十分に意見を表明できるよう、また自由に本音の意見が出せるよう、様々な工夫を行う必要があります。
- さらに、現行のハイティーン会議は、1年間のサイクルで実施しているため、会議の成果や、会議で出た意見が反映されたのかどうかが見えづらいという課題があると考えます。今後の子ども会議の展開を考えていく中で、子どもが実際に、自分たちの意見がまちづくりに反映されている変化を感じられるような内容に変えていく必要があると考えます。

子どもの意見表明・参加の事例 【子ども会議】

ハイティーン会議

- 中野区在住・在学・在勤の中高生年代が、学校や学年を超えて興味・関心のあるテーマについて議論や調査を行い、意見表明につなげていくワークショップとして実施している。
- 中野区子どもの権利に関する条例第14条に基づく「子ども会議」として、子どもに関する区の計画等について、区がハイティーン会議に参加する子どもに意見を求める。
- 令和4年度より、子ども・若者支援を行う NPO 団体に運営を委託し、また、令和4年度に新設された「若者会議」と連動し、より多世代、より地域に密着した会議として、自主的・自発的な活動や地域参加などの具体的取組につなげている。



◀ 令和5年度ハイティーン会議の様子

(5)子どもの意見表明・参加の推進

家庭、学校、地域、区政などのあらゆる場面において、様々な特徴を持った子どもが様々な方法で多様な意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりや取組を進める必要があります。

当委員会では、子どもの意見表明・参加の推進について、以下のとおり整理しました。

子どもの意見表明・参加の仕組みづくり

- 子どもには、家庭、学校、地域、区政など、日常のあらゆる場面で、子どもに関係する事柄について、意見を表明し尊重される権利があります。学校をはじめ、公園や図書館などの公共施設の意見表明・参加の仕組みを子どもの権利の視点から見直すとともに、意見表明・参加の仕組みを持たない場合は、利用する子どもたちの意見が日常的に集約され、反映されていく仕組みを新たに作る必要があります。

区政運営における子ども参加

- 区政への提案や、区の計画策定等における区民意見交換会は、子どもの参加を排除するものではありません。子どもをパートナーとして、機会を捉えてこれらに対する子どもの参加を促進するとともに、子どもに分かりやすい情報提供・情報発信を行う必要があります。

子ども施設の整備・運営への参加

- 子どもたちが日常的に利用する児童館などの子ども施設においては、運営委員会に子ども委員を設け、利用に関して大人だけでなく子どもにもアンケートをとるなど、子どもが様々な方法で意見を出せる機会を作る必要があります。
- また、区が現在進めている中高生年代向け施設の整備の検討に当たっては、当事者である子どもたちの意見を聴きながら進めていく必要があると考えます。

子どもの意見を反映させた学校運営

- 学校においては、子どもが表明した意見、考え、思いを尊重し、子どもの意見等を活かした活動や環境改善を実施することで、子どもがより達成感や成就感、自己肯定感、他者とのつながり等を高めることができ、意見表明・参加の促進につながると考えます。

子ども参加の範囲

- 子どもが意見表明・参加を行うことができる範囲は、家庭などの子どもにとって身近で小さな範囲から、行政における子ども会議などの大きな範囲まで、様々な範囲で用意されている必要があると考えます。子どもの意見表明・参加は、家庭から始まり、学校や地域など、子どもの日常や生活圏の様々な場所・場面で行われることが大切です。

大人への働きかけ

- 子どもの積極的な参加を促すためには、大人が子どもの意見を積極的に聴くようになるための働きかけも必要です。子どもは、自分や社会のことについて、大人が想像しているよりも幅広く、また深く考える力があります。子どもの意見表明・参加の事例を大人に向けて発信することは、そのような子どもの力を知り、子どもの意見表明・参加に対する大人の理解の促進につながります。
- 大人への働きかけを行うに当たっては、子どもの意見表明・参加に関して勉強会を行うなど、学ぶ機会を設ける他、実際に子どもと活動したり、同じ時間を共有したりするなど、参加型で「子ども参加」を実践することにより、子どもの意見表明・参加の意義を実感として理解することができ、必ずしも子どもの権利に対する理解が十分でない大人に対しても効果的に意識啓発を行うことができると考えます。

大人自身の意見表明・参加の重要性

- 子どもの意見表明・参加を推進していくにあたり、周りの大人自身が意見表明・参加を実践していなければ、子どもは安心して意見表明・参加に取り組むことが難しくなると考えます。大人自身が日頃から意見表明・参加に取り組んでいる姿を子どもに見せることも大人としての責務であると考えます。「子ども参加」を特別扱いするのではなく、

子どもを含めた区民がきちんと参加できる環境を整えることが不可欠です。

大人や社会が意見を受け止める必要性

- 子どもの意見表明・参加の推進に当たっては、子どもの意見を「聴く」というだけではなく、まずは、大人や社会が子どもの意見を「受け止める」ことも重要です。子どもの意見や思いを受け止めることの重要性に理解を示す機会が必要であると考えます。

子どもとの信頼関係の構築

- 子どもの意見を丁寧に聴くためには、可能であれば、回数を重ねて信頼関係を構築する場を用意することで、子どもからの多様な意見を引き出すことができると考えます。

学校における啓発

- 子どもが1日のうちで多くの時間を過ごす学校において子どもの権利について学習する機会を設けることで、子どもが自分に保障されてしかるべき権利を知り、意見を表明したり、参加したりできるようになると考えます。また、学校を拠点とすることで、地域の大人も参加しやすくなり、子どもの意見表明・参加を推進する機運を効果的に醸成することができると考えます。
- 学校において子どもの権利に関する学習を行う際は、授業で活用できる副読本を作成する、外部リソースを用いるなど、学校の教職員や学習に携わる大人に対して必要な支援やサポートを行いながら充実を図っていくことが重要です。

日常的に子どもの意見を聴く大人への支援

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員など、日常的に子どもの意見を聴いている専門職の状況を把握し、それぞれが抱える課題に応じた支援を行うための体制や環境づくりを行うことが重要です。

子ども参加を支援する団体等との連携・協働

- 区内には、子どもの意見を聴く活動を行っている団体や民間事業者、NPO団体などの地域資源が多く存在することから、これらの様々な主体と連携し、子どもの意見表明・参加を促進していくことが大切です。

取組の評価・検証

- 意見聴取の仕組みが適切に機能しているかをモニタリングし、評価することも大切です。意見聴取という定性的な状況把握だけでなく、定期的な実態調査を行うことで、定性的、定量的な評価を行い、子ども目線での改善を継続して行う必要があります。

子どもの意見表明・参加の事例 【子ども相談室の運営における子どもへの意見聴取】

子ども相談室の愛称及びキャラクターの選考にあたるワークショップ(令和5年度)

- 子ども相談室の愛称及びマスコットキャラクターの選考にあたり、「愛称・マスコットキャラクター選定メンバー」を募集し、ワークショップを通して、子どもの意見を聴き、選考を行った。
- 決定した愛称・キャラクターは、「子どもの権利の日フォーラムなかの2023」で発表し、作者の表彰を行った。
- ワークショップでは、決定した愛称・キャラクターを活用した普及啓発についても検討を行い、子どもからノベルティグッズ案について意見を聴取した。
- 実施にあたっては、会場内の飾り付けを行ったり、アイスブレイクを行ったりした他、年齢に近い大学生に各グループ2～3名にサポートで入ってもらい、子どもがリラックスして意見を表明できる雰囲気づくりを行った。



▲ワークショップの様子



▲子どもたちの選考により決定した子ども相談室「ポカコロ」とマスコットキャラクター「だんごーず」

子どもの意見表明・参加の事例 【まちづくりにおける意見聴取】

西武新宿線沿線まちづくりにおける出前授業(令和5年度)

- 子どもにまちづくりを身近に感じてもらい、子どもから直接意見を聴くため、まちづくり整備方針の対象地域内にある小学校で出前授業を行った(対象:小学6年生計250名)。
- 3つのテーマ(「困っているところ、改善してほしいところ」、「まちにどんな場所や施設がほしいか」、「将来どんなまちになってほしいか」)について子どもに考えてもらい、合計 1,786 件の意見を聴取した。
- 一人一人の子どもから多くの意見を出してもらうために、子どもたちに意見を書き出してもらった。
- 子どもからの意見は、「まちづくり整備方針」等の計画へ反映していく。



▲出前授業の様子

自分たちのまちを、考えてみよう

考えてみよう

学校や野方駅の周りを思い浮かべながら、
3つのテーマについて考えてみよう

- ① 困っているところ、改善してほしいところ
- ② まちにどんな場所や施設がほしいか
- ③ 将来どんなまちになってほしいか



2 推進計画及び取組の評価・検証の仕組みに関する提言

(1) 評価・検証の仕組み

当委員会では、推進計画及び取組の評価・検証の仕組みについて、以下のとおり整理しました。

評価・検証の流れ

- 中野区では、子どもに関する5つの法定計画（①子ども・子育て支援事業計画、②次世代育成支援行動計画、③子どもの貧困対策計画、④子ども・若者計画、⑤条例の推進計画）を包含する総合的な計画として中野区子ども総合計画（以下「計画」といいます。）を策定しています。計画全体の実施状況や成果指標の達成状況については、中野区子ども・子育て会議条例に基づき、中野区子ども・子育て会議が審議します。当委員会は、中野区子どもの権利に関する条例に基づき、主に推進計画の各事業の取組内容について、子どもの権利の視点に基づいた評価・検証を行います。
- その他の計画部分についても、子どもの権利の視点に基づいた評価・検証は重要であることから、当委員会は、子どもの権利の視点から区の計画全体を総合的に評価・検証していくために、子ども・子育て会議とも連携しながら、相補的な評価・検証を行います。
- 毎年度、前年度に実施した取組に対して評価・検証を行い、次年度に向けた改善を図るとともに、計画期間である5年間の取組を評価・検証することにより、次期の計画策定に活かすことが効果的であると考えます。
- また、評価・検証の結果については、子どもをはじめとしたすべての人に分かりやすい形で公表する必要があります。

単年度の評価・検証

- 推進計画に基づく事業は、計画の目標Ⅰ「子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する」に記載されている事業が中心となりますが、目標Ⅱ以降に記載されている事業についても、子どもの権利に関わりが深い事業など、子どもの権利の視点から評価・検証を行う必要があると考えられる事業については、当委員会で抽出し、評価・検証を行う必要があると考えます。

- 区は、当委員会が評価・検証の対象とした事業について、子どもの権利の視点（以降に記載する（２）評価・検証における視点のとおり）に基づき自己評価を行い、課題や改善点を確認の上、その結果を当委員会が評価・検証する仕組みが有効であると考えます。当委員会では、区が取りまとめた評価結果について、子どもの権利の視点から改善が必要な点などに関してフィードバックを行うことにより、次年度以降の改善につなげることができると思います。
- 当委員会では、随時、子ども会議をはじめ、様々な場面で子どもの声を聴き続けることで、区が取りまとめた評価に対して、子ども目線での検証を行います。

5年間の評価・検証

- 計画期間である５年間を通して区が行った取組に対して、子ども自身がどのように感じているかをヒアリングすることなどにより、定性的な評価を行うことが重要です。また、子どもだけでなく、学校の教職員や子ども施設の職員、事業者・地域団体など、子どもに直接関わる大人に対してもヒアリングやアンケートなどを行い、総合的に評価・検証を行う必要があります。（以降に記載する（３）子どもの意見を踏まえた評価・検証のとおり）
- ５年間の評価・検証の結果を踏まえて次期計画を策定することで、子どもの権利の視点に立った取組をより一層推進していくことができると考えます。

(2)評価・検証における視点

当委員会では、「子どもの権利の視点」での評価・検証における視点の考え方について、以下のとおり整理しました。

視点の考え方

- 「子どもの権利の視点」での評価・検証にあたっては、「条例を意識して取組が実施されているか」という視点が大切です。条例を理念として理解しているか、条例の理念を踏まえて取組が行われているかどうかを評価・検証することにより、取組の成果や課題を明らかにしていくことができると考えます。
- 例えば、「子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか、反映できなかった場合にはその理由をきちんと説明しているか」、「子どもと大人が対話をしながら取組が実施されているか」といった「子どもの意見表明・参加」の視点が必要であると考えます。
- また、「子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか」といった「子どもへの広報・周知」の視点が必要であると考えます。
- さらに、「事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか」といった「子どもの最善の利益」の視点も必要であると考えます。

(3)子どもの意見を踏まえた評価・検証

当委員会では、子どもの意見を踏まえた評価・検証について、以下のとおり整理しました。

子どもへの意見聴取

- 子どもの権利の視点に基づいた評価・検証にあたって、行政の自己評価が必ずしも実際の子どもの意見や思いと一致しているとは限りません。
- 推進計画に基づく区が取組が子どもにどのような影響を与え、子ども自身がどのように感じているかを知るために、当委員会で随時、様々な場面で子どもの声を聴き続けるとともに、計画の最終年度において、子どもへのヒアリングやアンケートなどを行い、子どもの意見や思いを知ることが重要です。
- 子どもへのヒアリング等を通して5年間の評価・検証を行うことで、計画に基づく事業の成果を測るとともに、次期計画の中で改善すべき点や課題を認識することができると考えます。
- 次期計画の策定にあたっては、子どもへのヒアリング等で得られた意見に対して可能な限り対応していく必要があると考えます。

子どもと直接関わる大人への意見聴取

- 推進計画及び取組の評価・検証にあたっては、子どもの権利に関する理解が浸透することにより、普段子どもに直接関わる大人が子どもの権利の視点に立って子どもと接することができているかどうかを確認することが重要です。そのため、子どもへのヒアリングだけではなく、学校の教職員や子ども施設の職員、事業者、地域団体など、子どもと直接関わる大人へのヒアリングやアンケートを行うことにより、区民との協働による評価・検証を進めていく必要があると考えます。

< 付 属 資 料 >

4中子政第365号
令和4年6月11日

第1期中野区子どもの権利委員会会長 様

中野区長 酒 井 直 人

第1期中野区子どもの権利委員会への諮問について

中野区子どもの権利に関する条例第22条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1)子どもの権利の保障の状況に関すること
- (2)子どもに関する取組を推進するための基本となる計画(以下「推進計画」という。)及び子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関すること
- (3)推進計画に盛り込むべき理念及び取組等に関すること

2 諮問理由（上記1(3)について）

区は、区に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進するため、本年3月に「中野区子どもの権利に関する条例」を制定いたしました。

令和4年度において、本条例第21条に規定する推進計画を策定し、推進計画に基づき、子どもの権利保障に関する取組の具体化を進めていくことを予定しています。

つきましては、推進計画に盛り込むべき理念及び取組等について、様々な見地からご審議をお願いするものです。

中野区子どもの権利に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 子どもの権利の保障（第9条—第12条）

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第13条—第19条）

第4章 子どもに関する取組の推進および検証（第20条—第23条）

第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済（第24条—第27条）

第6章 雑則（第28条）

附則

子どもは、権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、その権利が保障されます。全ての人は、生まれながらにして幸せに生きるための権利を持っています。この権利は、子どもであることを理由に侵害されることがあってはなりません。

今、いじめや虐待、貧困など困難な状況にある子どもがいます。多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいる子どももいます。

子どもにとって、子どもならではの権利が保障されることも大切です。私たちは、だれ一人取り残すことなく、全ての子どもが幸せに生きていけるよう子どもの権利を保障します。私たちは、子どもの命と健康を守り、その成長を応援します。私たちは、子どもの声に耳をかけたわけ、その意見、考え、思いを受け止め、これを尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最も善いことを第一に考えます。

私たちは、子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまち中野をつくっ

こ　まよ　こま　まわ　おとな
子どものみなさん、迷うことや困ったことがあったら、周りの大人
そう　だん　そう　だん　わる
に相談してみてください。相談をすることは、悪いことではありません
ひとり　わたし　おとな　い　けん
あなた、一人ではありません。私たち大人は、あなたの意見、
かんが　おも　う　と　たち　ば　よ　も　つ　と
考え、思いを受け止め、あなたの立場に寄りそい、あなたにとって最
よ　い　っ　し　ょ　かんが　おう　えん　ひと
も善いことを一緒に考えます。あなたのことを応援している人がいる
わす
ことを忘れないでください。

日本は、世界の国々と、子どもの権利条約を結んでいます。この条約では、「命を守られ、成長できること」、「意見を表明し、参加できること」、「子どもに関することが行われるときは、その子どもにとって最も善いことが考えられること」、「差別をされないこと」などの子どもの権利を保障することを約束しました。私たちは、この約束を守るため、全力をつくさなければなりません。

ここに、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの今と未来のために、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進することを宣言し、この条例を制定します。

もくてき
(目的)

第1条 この条例は、中野区（以下「区」といいます。）に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

(用語の意味)

第2条 この条例において「子ども」とは、区内に在住し、在学し、
または在勤する等、区内において生活し、活動する18歳未満の人、
およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人のこ
とをいいます。

- 2 この条例において「保護者」とは、子どもの親および里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。
- 3 この条例において「区民」とは、区内において、在住し、もしくは在勤している人、事業を営んでいる人（以下「事業者」といいます。）または在学している人および保護者のことをいいます。
- 4 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、区内の学校、専修学校または各種学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設のことをいいます。
- 5 この条例において「団体」とは、区内において、子どもが育ち、学ぶための活動を行う団体のことをいいます。
- 6 この条例において「子どもの権利条約」とは、児童の権利に関する条約のことをいいます。

（基本理念）

第3条 子どもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。

- (1) 子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。
- (2) 子どもは、その意見、考え、思い（以下「意見等」といいます。）を表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること。
- (3) 子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること。
- (4) 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。

（区の役割）

第4条 区は、あらゆる取組を行うことにより子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するものとします。

2 区は、子どもの権利の保障について、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力するとともに、その活動を支援するものとします。

3 区は、子どもの権利の保障について、国、東京都、他の区市町村等に必要な協力を求めることにより、子どもの権利が広く保障されるよう働きかけを行うものとします。

4 区は、この条例による子どもの権利の尊重の理念が広まり、区民、育ち学ぶ施設および団体が子どもの権利についての理解を深めることができるよう、その考え方を広めていくものとします。

(区民の役割)

第5条 区民は、子どもの権利についての理解を深め、これを保障するよう努めるものとします。

2 区民は、地域社会における子どもの権利の保障の重要性を理解し、子どもがすこやかに育ち、安心して過ごすことができるよう、地域社会全体で子どもを見守り、支援するよう努めるものとします。

3 区民は、区、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの権利についてその考え方を広めていくことに努めるものとします。

(育ち学ぶ施設および団体の役割)

第6条 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において子どもの権利を保障するよう努めるものとします。

2 育ち学ぶ施設および団体は、子どもの権利を保障するため、区および区民と協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その従業員が子どもの権利を保障することができる環境を整えるよう努めるものとします。

2 事業者は、その事業が子どもの権利の侵害につながることをないよう適切な気配りを行うよう努めるものとします。

3 事業者は、区、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、その

事業として子どもの権利を保障するための活動をし、これを推進するよう努めるものとします。

(中野区子どもの権利の日)

第8条 子どもの権利についての区民の理解と関心を深めるため、中野区子どもの権利の日(以下「子どもの権利の日」といいます。)を設けます。

2 子どもの権利の日は、11月20日(国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日)とします。

3 区は、子どもの権利の日の目的にふさわしい事業を広く区民等の参加を求めて行うものとします。

第2章 子どもの権利の保障

(あらゆる場面における権利の保障)

第9条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設および団体の活動、地域社会等、あらゆる場面において、特に次に定める権利が保障されます。

- (1) 身体的または精神的な暴力を受けないこと。
- (2) 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること。
- (3) 家庭的な環境のもとで育つこと。
- (4) 自分の意見等を表明し、それが尊重されること。
- (5) 学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること。
- (6) 権利を持つ個人として尊重され、自分についての情報を知ること。
- (7) 失敗をしてもやり直せること。そのために必要な環境が整えられること。
- (8) 子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること。
- (9) 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、民族、

ぶん 文化、 しょうがい 障害の有無、 う む 性別、 せいべつ 性自認、 せいじにん 性的指向等により き 差別をされないこと。

(10) こ 子どもであることを りゆう 理由に ふとう 不当なあつかいを受けないこと。

2 く 区、 く 区民、 そだ 育ち まな 学ぶ し 施設 および だんたい 団体は、 こ 子どもの い けんとう 意見等を さんちよう 尊重するとともに、 その い けんとう 意見等がどのように さんちよう 尊重されているかを こ 子どもに わ 分かりやすく せつめい 説明するよう つと 努めるものとします。

3 く 区は、 こ 子どもの けんり 権利を ほうしょう 保障するため、 ひつよう 必要な とりくみ 取組を行うものとします。

(かてい 家庭における けんり 権利の ほうしょう 保障)

だい 第 10 条 じよう 保護者は、 かてい 家庭において、 こ 子どもの けんり 権利を ほうしょう 保障するため、 とく 特に つぎ 次に さだ 定めることについて ひつよう 必要な とりくみ 取組を行うよう つと 努めるものとします。

(1) かてい 家庭的な かんきよう 環境のもとで あいじよう 愛情を受けて そだ 育つこと。

(2) こ 子どもの はったつ 発達に応じて 個人 の ひみつ 秘密が まも 守られること。

2 ほ 保護者は、 ごしゃ 前項の ぜんこう 取組を行うときには、 こ 子育てについての ひつよう 必要な きようりよく 協力 をもと とし、 こ 子どもの せいちよう 成長を ささ 支えることができるよう つと 努めるものとします。

3 く 区は、 かてい 家庭において、 こ 子どもの けんり 権利を ほうしょう 保障するため、 こ 子どもおよび ほ 保護者に対して、 ひつよう 必要な とりくみ 取組を行うものとします。

(そだ 育ち まな 学ぶ し 施設 および だんたい 団体の かつどう 活動における けんり 権利の ほうしょう 保障)

だい 第 11 条 じよう 育ち そだ 学ぶ まな 施設 および だんたい 団体は、 かつどう その 活動において、 こ 子どもの けんり 権利を ほうしょう 保障するため、 とく 特に つぎ 次に さだ 定めることについて ひつよう 必要な とりくみ 取組を行うよう つと 努めるものとします。

(1) あんぜん 安全で あんしん 安心できる かんきよう 環境のもとで、 まな 学び、 せいちよう 成長すること。

(2) ひとり 一人ひとりの こ 個性が さんちよう 尊重され、 き 差別をされないこと。

(3) いじめ や たいばつ 体罰を受けないこと。

(4) こ その こ 子どもの 個人 かん に関する じょうほう 情報について、 その い 意思に はん 反し、 ま

たは正当な目的の範囲をこえて利用され、または提供されないこと。

2 育ち学ぶ施設および団体は、前項の取組を行うときには、次に定めることを行うことにより、その活動において子どもの権利が保障されるよう努めるものとします。

(1) 子どもの権利の保障に主体的に取り組み、子どもの成長を支えることができるよう必要な支援を行うこと。

(2) 支援を必要とする子どもを早期に発見し、子どもの意見等を尊重しながら、子どもにとって最も善い解決方法をとること。

(3) 虐待、貧困等を早期に発見し、区その他関係機関と協力して対応すること。

3 区は、育ち学ぶ施設および団体の活動において、子どもの権利を保障するため、育ち学ぶ施設および団体に対して、必要な取組を行うものとします。

(地域社会における権利の保障)

第12条 子どもと関わる活動をする区民は、地域社会において、子どもの権利を保障するため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとします。

(1) 安全で安心できる環境のもとで生活すること。

(2) 地域の活動等に参加し、自分の意見等を表明すること。

(3) 休み、または遊ぶことができ、一人または集団で活動することができる居場所を利用すること。

2 子どもと関わる活動をする区民は、前項の取組を行うときには、適切な支援を受けることにより、その活動を続けていけるよう努めるものとします。

3 区は、地域社会において、子どもの権利を保障し、前項に規定する活動を続けていけるようにするため、子どもと関わる活動をする

く みん たい ひつよう とりくみ おこな
区民に対して、必要な取組を行うものとします。

だい しょう こ すいしん 第 3 章 子どもにやさしいまちづくりの推進

こ い けんとう ひょうめい さん か
(子どもの意見等の表明および参加)

だい しょう く こ じ ぶん い けんとう ひょうめい さん か き かい かく
第 1 3 条 区は、子どもが自分の意見等を表明し、参加する機会を確
ほ びつよう せい ど もう つと
保するために必要な制度を設けるよう努めるものとします。

2 く く みん そだ まな し せつ だんたい こ い けんとう ひょうめい
区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等の表明と
さん か こ い み ほうほう まな ひつよう
参加をうながすため、子どもがその意味や方法について学び、必要
な情報を得ることができるよう努めるものとします。

こ かい ぎ
(子ども会議)

だい しょう く ちょう こ い けんとう もと かい ぎ い か こ
第 1 4 条 区長は、子どもの意見等を求めるための会議（以下「子ど
も会議」といいます。）を開きます。

2 く ちょう こ かん く けいかく た く ちょう ひつよう みと
区長は、子どもに関する区の計画その他区長が必要と認めること
について、子ども会議に参加する子どもの意見等を求めるものと
します。

3 く ちょう こ かい ぎ た よう はいけい も こ い けん はんえい
区長は、子ども会議に多様な背景を持つ子どもの意見が反映され
るよう努めるものとします。

4 こ かい ぎ さん か こ じ しゅせい じ はつせい さん ちょう うんえい
子ども会議は、参加する子どもの自主性と自発性を尊重して運営
されるものとします。

5 く ちょう こ かい ぎ こ さん か こ かい ぎ
区長は、子ども会議への子どもの参加がうながされ、子ども会議
が順調に運営されるよう必要な支援を行うものとします。

6 こ かい ぎ さん か こ だい こう きてい じ ぶん
子ども会議に参加する子どもは、第 2 項に規定することや自分が
必要と認めることについて、その意見等をまとめ、区長に提出する
ことができます。

7 ぜんこう きてい ていしゅつ い けんとう く ちょう さん
前項の規定により提出された意見等について、区長は、これを尊
重するよう努めるものとします。

ぎゃくたい たい ばつとう ぼう し
(虐待、体罰等の防止)

だい しょう く く みん そだ まな し せつ だんたい こ ぎゃくたい たい
第 1 5 条 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが虐待、体

罰等を受けることなく、すこやかに育ち、安心して暮らすことができるよう努めなければなりません。

2 区は、関係機関と協力し、子どもに対する虐待、体罰等の予防と早期の発見に取り組むものとします。

3 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが虐待、体罰等を受けることがないよう気を配るとともに、虐待、体罰等を受けたと思われる子どもを発見したときは、すみやかに区その他の関係機関に知らせなければなりません。

4 区は、虐待、体罰等を受けた子どもをすみやかにかつ適切に救済するため、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとします。

(いじめその他の権利の侵害の防止)

第16条 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもがいじめその他の権利の侵害を受けることなく、安心して生活することができるよう努めるものとします。

2 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもに対するいじめその他の権利の侵害の予防と早期の発見に取り組むものとします。

3 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、いじめその他の権利の侵害を受けた子どもをすみやかにかつ適切に救済するため、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとします。

4 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、いじめその他の権利の侵害に関わった子どもが再びいじめその他の権利の侵害に関わることをないように取り組むものとします。

(貧困の防止)

第17条 区は、全ての子どもがだれ一人取り残されることなく、すこやかに育ち、学ぶことができるよう、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの貧困の防止に総合的に取り組むものとします。

(有害または危険な環境および情報からの保護)

第18条 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが家庭や地域社会の中で尊重され、安心して健康的に生きるため、違法な薬物等の有害または危険な環境や情報から子どもを守るよう取り組むものとしします。

2 区は、前項に規定する取組に関し、子ども、区民、育ち学ぶ施設および団体に必要な情報を提供するものとしします。

(居場所づくり)

第19条 区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとしします。

2 区は、前項に規定する居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設および団体と協力し、その支援に努めるものとしします。

3 区、育ち学ぶ施設および団体は、第1項に規定する居場所づくりに関し、子どもが意見等を表明し、参加する機会を設けるとともに、その意見等を尊重するよう努めるものとしします。

第4章 子どもに関する取組の推進および検証

(子どもに関する取組の推進)

第20条 区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもに関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備するものとしします。

2 区は、子どもに関する取組が推進されるよう、必要な財政上の取組を行うよう努めるものとしします。

3 区は、子どもに関する取組を推進するため、定期的に、子どもの状況等について調査を行い、その結果を公表するものとしします。

(子どもに関する取組の推進計画の策定)

第21条 区は、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を定めます。

2 区は、推進計画を定める場合は、子どもや区民の意見等を反映させるよう努めるものとします。

3 区は、推進計画を定めた場合は、すみやかにこれを公表し、広めていくものとします。

4 前2項の規定は、推進計画を改める場合について準用します。

(中野区子どもの権利委員会の設置)

第22条 推進計画および子どもに関する取組を検証するため、区長の附属機関として、中野区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を置きます。

2 権利委員会は、区長の求めに応じ、次に定めることについて調査や検討を行い、意見を述べます。

(1) 子どもの権利の保障の状況に関すること。

(2) 推進計画および子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関すること。

(3) その他区長が必要と認めること。

3 権利委員会は、前項各号に定めることに関し、必要があると認めるときは、区長に意見を述べることができます。

4 権利委員会は、学識経験者その他区長が必要と認める人のうちから、区長が任命する委員10人以内をもって組織します。

5 権利委員会の委員（以下単に「委員」といいます。）の任期は、2年とします。ただし、再任されることができます。

6 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができます。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。

(権利委員会の意見の尊重)

第23条 区長は、権利委員会から前条第2項および同条第3項の

意見を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。

- 2 区長は、権利委員会からの意見を受けたときは、すみやかにこれを公表し、広めていくものとします。

第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済

(中野区子どもの権利救済委員の設置)

- 第24条 子どもの権利の侵害（以下「権利侵害」といいます。）からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるため、区長の附属機関として、中野区子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

- 2 救済委員は、次に定めることを担当します。

- (1) 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること。

- (2) 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。

- (3) 権利侵害からの救済のため関係者に要請をすること。

- (4) 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること。

- (5) 第3号の要請および前号の意見の内容を公表すること。

- (6) 権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること。

- 3 救済委員は、5人以内とし、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関しすぐれた識見を備えている人のうちから、区長が任命します。

- 4 救済委員の任期は、2年とします。ただし、再任されることができません。

- 5 区長は、救済委員が心身の故障のために職務を行うことができ

ないと認める場合、第3項に規定する任命の要件を満たさなくなった場合または救済委員に職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合には、その救済委員の職務を解くことができます。

- 6 救済委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その職務を退いた後も、同様とします。

(救済委員の職務の執行)

- 第25条 救済委員は、職務を行うときには、子どもの意見等を聞き、その意見等を尊重するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行うものとします。

- 2 救済委員は、公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。

- 3 救済委員は、それぞれ独立してその職務を行います。

- 4 救済委員は、自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことができません。

- 5 救済委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しなければなりません。

- 6 区は、救済委員の独立性と公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な協力および支援を行うとともに、専門の職員および窓口の設置等、体制の整備をはかるものとします。

- 7 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが救済委員に相談等をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、救済委員の職務の執行に協力するよう努めるものとします。

(救済委員への相談等)

- 第26条 子ども(その子どもに関係のある人をふくみます。)は、救済委員に子どもの権利の保障について必要な相談を行い、または第24条第2項第3号の要請や同項第4号の意見の表明を行うことを求めることができます。

(救済委員の要請および意見の尊重等)

第27条 区の機関は、救済委員から第24条第2項第3号の要請および同項第4号の意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。

2 区の機関は、前項の取組を行うときには、その内容を救済委員に報告しなければなりません。ただし、同項の取組を行うことができないときは、理由を付けてそのことを救済委員に報告しなければなりません。

3 区民、育ち学ぶ施設および団体は、救済委員から第24条第2項第3号の要請および同項第4号の意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要なことは、規則で定めます。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

中野区子どもの権利に関する条例施行規則

(この規則で定めること)

第1条 この規則は、中野区子どもの権利に関する条例（令和4年中野区条例第16号。以下「条例」といいます。）の施行に関し必要なことを定めるものとします。

(用語の意味)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によります。

(条例第2条第1項のこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人)

第3条 条例第2条第1項のこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人は、18歳または19歳の人で次のいずれかに当てはまる人としします。

(1) 育ち学ぶ施設（主に18歳未満の人が利用するものに限りま

す。）を利用している人

(2) 区内に在住し、区外の学校、専修学校または各種学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設（主に18歳未満の人が利用するものに限りま

す。）を利用している人

(3) その他区長が必要と認める人

(かねることが禁止される職)

第4条 次のいずれかに当てはまる人は、条例第22条第5項に規定する委員（以下単に「委員」といいます。）および条例第24条第1項に規定する救済委員（以下単に「救済委員」といいます。）となることができません。

(1) 国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長またはは政党その他の政治団体の役員

(2) その他委員および救済委員の職務を行うことについて支障となるおそれのある職にあると区長が認める人

(中野区子どもの権利委員会の会長および副会長)

第5条 中野区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）に会長および副会長を1人ずつ置き、委員が委員のうちから選びます。

2 会長は、権利委員会の事務全体を管理し、権利委員会を代表します。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(権利委員会の会議)

第6条 権利委員会は、会長がその会議に委員を集合させます。ただし、委員の全部が新しく任命された後の最初の権利委員会については、区長が委員を集合させます。

2 権利委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができません。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決まり、賛成する委員の数と賛成しない委員の数とが同じときは、会長の決めるところによります。

4 権利委員会の会議は、公開とします。ただし、権利委員会が必要があると認めるときは、公開しないことができます。

5 その他、権利委員会の会議に関し必要なことは、会長が権利委員会の意見を聞いて定めます。

(権利委員会の庶務)

第7条 権利委員会の庶務は、子ども教育部において処理します。

(救済委員に対する要請または意見の表明の申立て)

第8条 子ども（その子どもの関係者を含みます。）は、条例第26

じょう き てい きゅうさい い いん たい ようせい い けん ひょうめい おこな
条の規定により救済委員に対し要請または意見の表明を行うこと
もと もうしたてしよ だい ごうようしき もうし た おこな
を求めるときは、申立書（第1号様式）により申立てを行わなけれ
ばなりません。

2 ぜんこう き てい きゅうさい い いん とく ひつよう みと
前項の規定にかかわらず、救済委員が特に必要があると認めると
きは、こうとう どうこう もうし た おこな
きは、口頭により同項の申立てを行うことができます。この場合に
おいて、きゅうさい い いん こうとう もうし た ないよう こうとうもうしたて き ろく
救済委員は、その口頭による申立ての内容を口頭申立記録
しよ だい ごうようしき き ろく
書（第2号様式）に記録するものとします。

（ちょうさ じっし
調査の実施）

だい じょう きゅうさい い いん ぜんじょう き てい もうし た い かたん もうし た
第9条 救済委員は、前条に規定する申立て（以下単に「申立て」
じょうれいだい じょうだい こうだい ごう ひつよう
といいます。）があったときは、条例第24条第2項第2号の必要
ちょうさ い かたん ちょうさ
な調査（以下単に「調査」といいます。）をするものとします。

（ちょうさ ばあい
調査をしない場合）

だい じょう きゅうさい い いん もうし た つぎ あ
第10条 救済委員は、申立てが次のいずれかに当てはまるとき
は、ちょうさ
調査をしないことができます。

(1) じっさい さいばん あらせ ば あい さいばんしよ はんけつ
実際に裁判で争っている場合またはすでに裁判所において判決
とう ば あい
等があった場合

(2) じっさい なか の く ふくし てきよう かか く じょう しょり かん じょう
実際に中野区福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条
れい へいせい ねんなか の く じょうれいだい ごう だい じょう き てい ふくし
例（平成2年中野区条例第35号）第10条に規定する福祉サー
かん もうし た どうじょうれい く じょう しょ
ビスに関する申立てがされ、または同条例によりすでに苦情の処
り しゅうりよう じ じつかんけい おな かん
理が終了していることについての事実関係と同じものに関するも
のであると きゅうさい い いん みと ば あい
救済委員が認める場合

(3) きゅうさい い いん た く しょくいん こう い かん ば あい
救済委員その他の区の職員の行為に関するものである場合

(4) ぐ たいてき けん り しんがい ば あい
具体的な権利侵害がない場合

(5) た きゅうさい い いん みと ば あい
その他救済委員が認める場合

2 きゅうさい い いん もうし た ぜんこうかくごう あ
救済委員は、申立てが前項各号のいずれかに当てはまることによ
り ちょうさ ちょうさ たいしょうがいつう ち しょ だい ごうようしき
り調査をしないときは、調査対象外通知書（第3号様式）によ
り、もうし た ひと い か もうしたてしや り ゆう
その申立てをした人（以下「申立者」といいます。）に理由を

つけて 調査をしないことを通知するものとします。

(調査の同意)

第 1 1 条 申立てが子どもまたはその保護者によるものでないときは、救済委員は、調査をすることにつき、同意書（第 4 号様式）により、その子どもまたはその保護者の同意を得なければなりません。

2 前項の規定にかかわらず、救済委員は、その子どもの生命または身体を守るために必要がある場合において、その子どもの置かれている状況等から同項に規定する同意を得ることが困難であると認めるときは、その同意を得ずに調査をすることができます。この場合において、救済委員は、その子どもまたはその保護者の個人情報を守ることに十分に関心をしなければなりません。

(報告の求め、物件の提出の求めまたは質問)

第 1 2 条 救済委員は、調査をする場合において、必要があると認めるときは、育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関に対し、報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をすることができます。

2 救済委員は、前項の規定による報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をしようとするときは、あらかじめ、調査実施通知書（第 5 号様式）により、育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関にそのことを通知しなければなりません。

3 救済委員は、第 1 項の規定による報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をしようとする場合において、育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入るときは、その育ち学ぶ施設または団体の代表者その他の関係者の同意を得なければなりません。

4 救済委員は、前項に規定する同意を得て育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入るときは、身分証明書（第 6 号様式）を持ち、求

めがあったときは、これを出して示さなければなりません。

- 5 救済委員は、必要があると認めるときは、専門的なことに関する学識経験を備えている人等にその専門的なことに関する分析、鑑定等を依頼することを区長に求めることができます。

(調査の中止)

第13条 救済委員は、調査の開始後にその調査の申立てが第10条第1項に定めることのいずれかに当てはまることが判明したときは、調査を中止することができます。

- 2 救済委員は、前項の規定により調査を中止したときは、調査中止通知書(第7号様式)により、申立者(その調査について、第11条第1項に規定する同意をした子どもまたはその保護者(以下「同意者」といいます。))がいるときはその同意者を、調査実施通知書による通知をしたときはその通知に係る育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関を含みます。次条において同じです。)に理由を付けて調査を中止したことを通知するものとします。

(調査の終了)

第14条 救済委員は、調査が終了したときは、調査結果通知書(第8号様式)により、申立者にその結果を通知するものとします。

(調整の実施)

第15条 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、条例第24条第2項第2号の必要な調整をするものとします。

- 2 第12条第3項および第4項の規定は、前項に規定する必要な調整をする場合において、育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入るときについて準用します。

(要請または意見の表明の通知)

第16条 救済委員は、条例第24条第2項第3号の要請または同

こうだい ごう い けん ひょうめい
項第4号の意見の表明をしようとするときは、あらかじめ、ようせい・
い けんひょうめいつう ち しょ だい ごうようしき もうしたてしや ちょう き
意見表明通知書（第9号様式）により、申立者（その調査について
どう い しゃ どう い しゃ ふく く ちょう
同意者がいるときは、その同意者を含みます。）および区長にその
ないよう つう ち
内容を通知しなければなりません。

きゅうさい い いん しょく む れんらくちょうせい
（救済委員の職務についての連絡調整）

だい じょう きゅうさい い いん きゅうさい い いん しょく む かん れんらくちょうせい おこな ひつよう
第17条 救済委員は、救済委員の職務に関し連絡調整を行う必要
がある場合その他必要があると認める場合は、きゅうさい い いんぜんいん こうせい
ば あい た ひつよう みと ば あい
がある場合その他必要があると認める場合は、救済委員全員で構成
する連絡調整会議を開くことができます。

2 ぜんこう きてい れんらくちょうせいかい ぎ ひら ひつよう みと
前項に規定する連絡調整会議を開くときに、必要があると認める
ときは、きゅうさい い いん きゅうさい い いん だいひょうきゅうさい い いん えら
きゅうさい い いん きゅうさい い いん
ときは、救済委員が救済委員のうちから代表救済委員を選ぶこと
ができます。

きゅうさい い いん しょく む じつ し じょうきょう こうひょうとう
（救済委員の職務の実施状況の公表等）

だい じょう く ちょう じょうれいだい じょうだい こう きてい ほうこく う
第18条 区長は、条例第25条第5項の規定により報告を受けた
きゅうさい い いん しょく む じつ し じょうきょう まいねん ど ないよう こうひょう
救済委員の職務の実施状況について、毎年度、その内容を公表す
るとともに、けん り い いんかい ほうこく
けん り い いんかい ほうこく
とともに、権利委員会に報告するものとします。

せんもんしょくいん せつ ち
（専門職員の設置）

だい じょう く ちょう なか の く かいけいねん ど にんようしょくいん にんようとう かん き そく
第19条 区長は、中野区会計年度任用職員の任用等に関する規則
れい わ がんねんなか の く き そくだい ごう さだ きゅうさい い いん
（令和元年中野区規則第48号）の定めるところにより、救済委員
しょく む たす せんもん しょくいん お
の職務を助けるための専門の職員を置くものとします。

2 ぜんこう きてい せんもん しょくいん しょく せつ ち にんようとう かん ひつよう
前項に規定する専門の職員の職の設置および任用等に関し必要な
べつ さだ
ことは、別に定めます。

きゅうさい い いん しょ む
（救済委員の庶務）

だい じょう きゅうさい い いん しょ む こ きょういく ぶ しょり
第20条 救済委員の庶務は、子ども教育部において処理します。

こ そうだんしつ せつ ち
（子ども相談室の設置）

だい じょう じょうれいだい じょうだい こうだい ごう そうだん まどぐち こ
第21条 条例第24条第2項第1号の相談のための窓口として、子
そうだんしつ せつ ち
ども相談室を設置します。

ほ そく
（補則）

だい じょう
第 2 2 条 この規則に定めるもののほか、必要なことは、別に定めま
す。

ふ そく
附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 2 1 条
の規定は、同年 9 月 1 日から施行します。

第1期中野区子どもの権利委員会委員名簿

(◎:会長 ○副会長)

区分	氏名	所属等
公募による区民	相川 梓	公募
	小保方 珠実	公募
関係団体が推薦する者	別當 知代	中野区立小学校PTA連合会
	大橋 正明	中野区立中学校PTA連合会
	高木 亀介	東京人権擁護委員協議会中野区委員会
	隅田 亜弓	中野区次世代育成委員
	草野 由佳	中野区社会福祉協議会
学識経験者	◎ 内田 塔子	東洋大学福祉社会デザイン学部准教授
	○ 田谷 幸子	東京通信大学人間福祉学部准教授
	林 大介	浦和大学社会学部准教授

委嘱期間:令和4年6月1日～令和6年5月31日

第1期中野区子どもの権利委員会の開催状況

開催回	開催日時	主な審議内容	出席人数	傍聴人数
第1回	令和4年6月11日(土) 午前10時～12時	・委嘱状交付式 ・諮問 ・委員会の進め方について ・区の現状及び課題について	9名	6名
第2回	令和4年7月3日(日) 午前10時～12時	・課題の整理 ・子どもの権利に関する理解促進に関する検討 ・子どもの意見表明・参加の促進に関する検討 ・子どもへの意見聴取に関する検討	9名	7名
第3回	令和4年7月16日(土) 午前10時～12時	・子どもの居場所、学びと活動の充実に関する検討 ・子どもの権利侵害の防止、相談・救済に関する検討 ・子どもへの意見聴取に関する検討	10名	3名
第4回	令和4年8月10日(水) 午後7時～9時 (オンライン開催)	・中間答申(案)について ・子どもへの意見聴取の実施状況の共有	10名	6名
第5回	令和4年10月29日 (土) 午前10時～12時	・子どもへの意見聴取の実施状況の共有 ・子ども総合計画(素案)に係る審議 ・子ども総合計画(素案)に係る子どもへの意見聴取について ・今後の権利委員会の進め方について	8名	4名
第6回	令和5年2月24日(金) 午後6時30分 ～8時30分	・子どもへの意見聴取の実施状況の共有 ・子ども総合計画(案)について ・今後の権利委員会の進め方について ・子どもの意見表明・参加に関する審議	8名	4名

開催回	開催日時	主な審議内容	出席人数	傍聴人数
第 7 回	令和5年5月19日(金) 午後7時～9時	・委員会の開催スケジュールの確認 ・子どもの意見表明・参加に関する審議 (内田塔子会長、林大介委員による講義) ・グループディスカッション	9名	10名
第 8 回	令和5年7月28日(金) 午後7時～9時	・令和 4 年度中野区子どもの権利救済委員活動報告について ・子どもの意見表明・参加に関する審議	9名	0名
第 9 回	令和5年10月27日 (金) 午後7時～9時	・子どもの意見表明・参加に関する審議	9名	2名
第10回	令和5年12月15日 (金) 午後7時～9時	・子どもの意見表明・参加に関する審議 ・推進計画及び子どもに関する取組の評価・検証に関する審議	9名	0名
第11回	令和6年3月1日(金) 午後7時～9時	・子どもの意見表明・参加に関する審議 ・推進計画及び子どもに関する取組の評価・検証に関する審議	10名	1名
第12回	令和6年4月24日(水) 午後7時～9時	・最終答申(案)について ・中野区子ども総合計画令和5年度事業実績の評価・検証について	10名	3名